

改正

令和4年1月27日告示第52号

令和5年3月24日告示第38号

曾於市古民家再生活用モデル提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、曾於市が所有する古民家の有効活用及び地域活性化を図るため、曾於市の所有する古民家を賃借し、利活用する団体等に対し、曾於市古民家再生活用モデル提案事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、曾於市補助金等交付規則（平成17年曾於市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 古民家 曾於市末吉町二之方字麓2111番地3に建築された曾於市が所有する建築後50年経過した建物をいう。

(2) 団体等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内の自治会、地域コミュニティ協議会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく市長の認可を受けた地縁による団体

イ 上記ア以外で、その活動内容が地域活性化に貢献するものとして市長が認めるもので、次の要件を全て満たすもの

(ア) 3人以上の構成員により組織されていること。

(イ) 定款、会則等により団体の運営に関する基本的事項が団体の総意で定められていること。

(ウ) 定期的に予算を調整し、決算及び決算監査を行っていること。

(エ) 活動内容及び会計に関する情報を開示することができること。

(オ) 上記アに定める団体が推薦する団体であること。

ウ 次の要件を全て満たしている日本国内で法人登録をしている法人

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(イ) 法人税、消費税、地方消費税及び市町村税を滞納していないこと。

(ウ) 曾於市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成27年曾於市告示第84号）及び曾於市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成27年曾於市告示第48号）に基づく指名停止の条件に該当しない者であること。

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 前号の規定にかかわらず、市長が特別に認めた者は団体等とすることができる。

（補助対象者、補助対象経費等）

第3条 補助対象者、補助対象経費、補助対象要件及び補助金の額は、別表第1のとおりとし、補助金の交付は1回とする。

2 補助対象者は、曾於市暴力団排除条例（平成24年曾於市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は補助対象者を代表する者及び補助対象者を代表する者以外の者が同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定による補助金等交付申請書に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、別表第2に掲げる書類について、市長が認めた場合は、その一部を省略することができる。

（事前着手の禁止）

第5条 申請者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、事前着手とみなし、補助金の交付を受けることができない。

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、第4条の規定による補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、規則第8条の規定による補助金等交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定について必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（事業等計画の変更等）

第7条 事業等計画の変更については、規則第11条の規定によるものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第16条の規定による補助事業等実績報告書に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、別表第3に掲げる書類について、市長が認めた場合は、その一部を省略することができる。

(補助金の額の確定等)

第9条 補助金の額の確定については、規則第17条の規定によるものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求については、規則第19条の規定によるものとする。

(決定通知の取消し及び補助金の返還)

第11条 決定通知の取消し及び補助金の返還については、規則第21条及び第22条の規定によるものとする。

(補助金返還免除)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が天災等やむを得ない事情により別表第1に規定する補助対象要件を履行できなくなったと認めるとき、又は市に補助対象経費とした対象分を譲渡したときは、補助金返還の全部又は一部を免除することができるものとする。

2 補助金の返還免除を受けようとする者は、返還免除に係る理由が記載された関係書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の書類の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の返還免除を行うことが適当であると認めたときは、補助金の返還免除について通知するものとする。

(報告義務)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、活動状況を証する書類を当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間、毎年度市長に提出し報告するものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年1月27日告示第52号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日告示第38号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助対象要件	補助金の額
曾於市が所有する古民家を賃借し、地域活性化のために利活用する団体等	古民家の改修、設備工事等に要する経費	(1) 古民家を再生すること。 (2) 曾於市末吉町出身の画家である吉井淳二氏に関する展示案内等を実施すること。 (3) 子育て支援、高齢者福祉、都市住民との交流施設、飲食店等地域活動や交流の拠点、宿泊体験施設等の地域活性化に資すること。 (4) 5年以上継続して古民家を活用すること。	補助対象経費の10分の10（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、1,300万円を上限とする。

別表第2（第4条関係）

申請時添付書類
(1) 事業計画書及び収支予算書 (2) 事業費内訳表（見積書との整合が確認できるもの） (3) 工事施工業者からの見積書の写し（補助対象経費が明確に判別できるもの） (4) 改修前平面図（改修する内容を明確に記載したもの） (5) 改修予定箇所の現況写真 (6) 改修予定箇所の位置図及び改修工事を行う部位を明記した図面 (7) 設備機器のカタログの写し（定価が表示のもの） (8) 賃貸借契約書の写し (9) 建物調査報告書 (10) 安全性が確認できる書類 (11) その他市長が必要と認める書類

別表第3（第8条関係）

実績報告時添付書類
(1) 収支決算書 (2) 補助対象経費の内訳が確認できる書類

- (3) 領収書等支払いを証明する書類の写し
- (4) 改修箇所及び改修状況を確認できる工事写真（改修中及び改修後の写真を含む。特に、改修中の写真は改修後の隠蔽部分を確認できるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類